

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 8 月 17 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第10号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
（他の法令による給付との調整）			（他の法令による給付との調整）		
第 8 条 （略）			第 8 条 （略）		
傷病補償年金	（略）	（略）	傷病補償年金	（略）	（略）
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2 （略）			2 （略）		
（略）			（略）		
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）		<u>0.88</u>	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）		<u>0.86</u>
（略）		（略）	（略）		（略）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例附則第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。